

E i w a N e w s

18 年度税制改正（交際費・役員報酬等）

平成 18 年 3 月
（ No. 008 ）

昨年末に公表された税制改正案が、去る 2 月 3 日に国会に提出され、決議を経て 4 月から施行される予定です。

今回は、税制改正の中でも特に注目されている交際費と役員報酬について具体的にご説明します。

[1]交際費

今回の改正で最も注目すべき事項の一つとして、交際費等に関する改正があります。

現行の交際費等につきましては、ご存知の通り、法人税法上損金の額に算入されません。中小企業（資本金 1 億円以下の法人）は、一定の金額について損金算入が認められますが、一般に損金算入されない経費として知られています。

今回の改正により、一人当たりの飲食費が 5,000 円以下であれば、損金の額に算入されることになりました。

今までは、一人 3,000 円までなら会議費、居酒屋などにおける飲食代は交際費、などとあいまいな基準による処理が見受けられましたが、今後はその必要がなくなります。

ただし、一人 5,000 円以下の飲食であっても、役員、従業員またはこれらの親族に対する接待費（いわゆる社内交際費）、飲食以外の手土産などの贈答品は、今まで通り交際費等として損金の額に算入されません。また、例えば、一人 7,000 円の飲食の場合に、5,000 円分だけを損金算入することもできません。

適用時期は平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度（最も早いのは 3 月決算の法人）となります。

この改正は一人当たりの金額が基準となりますので、「いつ」「どこで」「誰と」「何人で」飲食をしたかを記録しておく必要があります。社内のルールを見直すことも重要になります。

[2]役員報酬等

役員報酬等に関する改正には、同族会社等の役員報酬一部損金不算入制度と、非同族会社の業績連動型役員報酬損金算入制度があります。

今回は、同族会社の役員報酬一部損金算入制度についてご説明します。

この改正は、一定の同族会社について、主宰する役員（基本的には社長になると考えられます。）の役員報酬に対する給与所得控除額相当額を損金の額に算入しないという内容です。

一定の同族会社とは、事業年度終了時点において、

- ①社長とその同族関係者が発行済株総数の90%以上を有し、かつ、
- ②社長とその同族関係者が常務に従事する役員の過半数を占める、会社をいいます。

具体的には、社長の報酬が2,000万円であれば270万円（給与所得控除額）、3,000万円であれば320万円、5,000万円であれば420万円が損金の額に算入されないこととなります。

ただし、特例として、次のいずれかの事業年度に該当する場合にはこの制度が適用されません。

- ①直前3期の一定の法人所得（法人所得と社長の報酬の合計額）の平均額が年800万円以下の事業年度
- ②直前3期の一定の法人所得の平均額が年800万円超3,000万円以下、かつ、その平均額に占める社長の報酬が平均額の50%以下の事業年度

②の場合、平均額が1,500万円であれば、社長の報酬が750万円以下、平均額が2,000万円であれば、社長の報酬が1,000万円以下の事業年度となります。

適用時期は平成18年4月1日以後に開始する事業年度（最も早いのは3月決算の法人）となります。

【 制度廃止に関するお知らせ 】

IT投資促進税制が平成18年3月31日をもって廃止になりますので、パソコン・ソフトウェア等の購入をお考えの会社につきましては、3月31日までに導入できるよう手配されることをお勧めします。

また、不動産登記にかかる登録免許税の特例（税率を本則の1/2に軽減）は、土地の売買による所有権の移転登記及び土地の所有権の信託登記を除き、平成18年3月31日をもって廃止されます。

なお、不動産取得税の税率についても、住宅以外の家屋の取得に限り、特例措置（本則4%→3%）が廃止され、平成18年4月1日より3.5%（平成20年4月1日からは4%）になりますのでご注意ください。

税制改正につきまして疑問点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。